

会津若松市立日新小学校「いじめ防止基本方針」

令和5年3月17日策定

1 いじめの防止基本方針

(1) 基本理念

- ① いじめの未然防止にあたっては、一人ひとりが、校訓「強く・正しく・美しく」及び「あいづっこ宣言」に込められた思いを理解し、「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という規範意識を身に付け、その実践に努める。
- ② いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見及び即時対応、早期解消に努める。
- ③ いじめは、卑怯で、かつ、絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、関係機関の協力の下、根絶を目指す。
- ④ 校訓「強く・正しく・美しく」を実践し、思いやりや相手の立場を尊重する気持ちを育む。

(2) 定義

いじめは、児童等に対して、同じ学校に在籍するなど一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

① 具体的ないじめの様態

- (i) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて、悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- (ii) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- (iii) ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- (iv) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- (v) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- (vi) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

② いじめに対する教員の基本認識

- (i) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。
- (ii) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止対策の組織を活用して行う。
- (iii) いじめ防止基本方針にもとづく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、必要に応じて見直しを図る（PDCAを機能させる）。
- (iv) いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものであること。
- (v) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと。
- (vi) いじめは大人が気づきにくい所で行われることが多く、発見しにくいこと。
- (vii) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っていること。
- (viii) いじめは、内容によって暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すること。
- (ix) いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。
- (x) いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきものであること。

③ 学校及び職員の責務

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等に関する措置

本校の教育目標である「校訓『強く・正しく・美しく』の精神を継承し、『人・地域・自然』との関わり合いを重視して、心身ともに健全で人間性豊かな子どもを育成する」を目指すとともに、弱いものいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

(1) いじめの未然防止に関すること

- ① 児童が、周囲の友人や教職員と信頼関係を構築し、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるようにする。
- ② 児童同士、児童と教職員のよりよい人間関係を醸成する。
- ③ いじめの態様や特質、原因と背景、具体的な指導上の留意点などについて、教職員の共通理解を図るとともに、児童に対しても、日常的にいじめの問題についてふれながら、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体で醸成する。
- ④ 学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動、ボランティア活動、読書活動などの様々な活動の推進、生徒指導の充実を図りながら、児童等の人間性や社会性を育むとともに、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ⑤ いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが深く関わっていることを踏まえ、児童一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童等が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。
- ⑦ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方に細心の注意を払う。

⑧ いじめは重大な人権侵害であることを踏まえ、特に配慮が必要な児童に関しては、その特性に応じた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する指導を組織的に行う。

- 発達障害を含む障がいのある児童
- 帰国子女や外国の児童、国際結婚の保護者等外国につながる児童
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- 東日本大震災により被災した、また、原子力発電所事故により避難している児童
- 新型コロナウイルス感染にかかる差別や偏見につながる児童

(2) いじめ未然防止の具体的実践事項

① いじめをしない、させない資質・能力、態度の育成

人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- (i) 自己肯定感・友達肯定感を高める（キラキラタイム）
- (ii) 社会性を育む（係活動、委員会活動、縦割り活動、毎月のめあての見える化）
- (iii) 共助・協働の力、コミュニケーション能力を育む（あ・は・は運動による教育力を持った学級集団づくり）
- (iv) 情報モラル教育を推進する（特別の教科道徳、警察署生活安全課との連携）

② 指導にあたって

- (i) いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦り劣等感などを生まないように、生徒指導の機能を活かしたわかる・できる授業づくりを行う。
- (ii) 学年・学級やクラブ活動等における人間関係を把握して、一人一人が活躍できる教育力のある集団づくりを行う。
- (iii) 職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- (iv) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
 - 1年生を迎える会
 - 節分集会
 - 6年生を送る会
 - あいづっこ宣言作文コンクール（日新地区青少協主催）
- (v) インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として警察署生活安全課と連携した情報モラル教育を計画的に推進する。
- (vi) 学校生活及び学習活動の基盤となるよりよい学級集団づくりを推進し、いじめ防止に資する。（①Q-U、②SST、③読書タイムなど）
- (vii) いじめ等の人権問題について考える機会をすることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得することを目的に、人権擁護団体と連携した人権教室を行う。

(3) いじめの早期発見及び早期解消に関すること

- ① ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、いじめの積極的な認知に努める。
- ② 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築し、変化や危険信号を見逃さないようにする。

- ③ いじめを早期発見するために、定期的な調査を次のとおり実施する。
 - (i) 児童対象いじめアンケート→年3回(7月、10月、2月)
 - (ii) 困ったことアンケート→年7回(5月、6月、9月、11月、12月、1月、3月)
 - (iii) 子どもとの教育相談→年2回(5月、11月、必要に応じて随時)
 - (iv) 保護者との個別懇談→年1回(11月～12月、必要に応じて随時)

- ④ いじめを早期解消するための相談体制の整備に関すること
 - (i) 校内相談体制の整備【窓口：担任、生徒指導主事、養護教諭等】
 - (ii) スクールカウンセラーの活用
 - (iii) いじめ相談体制と周知
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - 県教委ダイヤル SOS (TEL 0120-45-3141)
 - 「福島24時間いじめ SOS」 (TEL 0120-916-024)
 - 「チャイルドライン」 (TEL 0120-99-7777)
 - 県警察本部いじめ 110 番 (TEL 0120-795-110)
 - 会津若松警察署 (TEL 0242-22-5454)
 - 子どもの悩み相談フリーダイヤル(0120-7285-25)

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見に係る通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応し、いじめを受けた児童等を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (2) 教職員全体で情報を共有するとともに、いじめ防止対策委員会が中心となり、事実の有無を確認する。
- (3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告し、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者へ連絡する。
- (4) いじめが犯罪行為に当たると認められる場合には、警察と連携して対処する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対して支援を行う。
 - ① いじめを受けた児童の側に立ち、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
 - ② 個人情報の取り扱い、プライバシーに十分留意する。
 - ③ 事実確認をしたら、速やかに家庭訪問等を行い、保護者へ事実関係を伝える。
 - ④ いじめを受けた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えられる限り不安を取り除く。
 - ⑤ いじめを受けた児童に寄り添える体制づくり・継続的なケアを行う。

(6) いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言に留意する。

＜いじめた児童・保護者に対して＞

- ① いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせるために必要な措置を講じる。
- ② SCなど外部専門家の協力を得て再発防止の措置を講じる。
- ③ いじめの事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- ④ いじめを行った児童の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、行為の責任を自覚させる。
- ⑤ いじめを行った児童の抱える問題などのいじめの背景にも目を向け、安全安心、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑥ 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ⑦ 必要な場合に懲戒を加えることも考えられるが、いじめを行った児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう教育的な配慮を行う。

(7) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

(8) いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではないことを十分に理解し、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団生活を取り戻すことができるよう配慮する。

(9) いじめが「解消している」状態とは、以下の3つの要件が満たされていること。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月を目安）
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（本人及び保護者の面談）
- ③ 再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。

4 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」（生徒指導委員会）を設置する。

＜構成員＞

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任（スクールカウンセラー）

- ◎ いじめ事案の状況に応じて、警察（生活安全課）又は警察官経験者（スクールサポーター）の協力を得る。

(2) 活動内容

- ①いじめ防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ケース会議

(3) 開催

- 職員会議や生徒指導協議会を開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。重大な事案が発生した場合は、適宜開催する。

月	生徒指導計画 校内研修計画	面談・実態調査(アンケート等)の 実施計画	評価計画
4	職員会議 方針の確認		計画・目標の作成と提示
5	職員会議 生徒指導協議会	教育相談（児童）	
6	職員会議 生徒指導協議会	Hyper-Q Uテスト 困ったことアンケート	
7	職員会議	いじめに関するアンケート	
8	職員会議		
9	職員会議 生徒指導協議会	困ったことアンケート	中間評価
10	職員会議	いじめに関するアンケート	
11	職員会議 生徒指導協議会	Hyper-Q Uテスト 困ったことアンケート	
12	職員会議	教育相談（児童） 個別懇談(保護者)	
1	職員会議 生徒指導協議会	困ったことアンケート	
2	職員会議 生徒指導協議会	いじめに関するアンケート	年間評価
3	職員会議	困ったことアンケート	

6 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価方法は、職員、児童、保護者、学校運営協議会委員によるアンケートとする。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

7 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。
 - いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。
- (3) 校外における組織
 - ①中学校区内 PTA 青少年健全育成連絡協議会：年2回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。
 - ②会津若松地区小学校生徒指導協議会：年3回開催し、情報交換や連携を図る。